

利用規則

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご利用頂くため、宿泊約款第11条に基づき、次の通り利用規則を定めております。この規則をお守り頂けないときは、やむを得ずご宿泊並びに当ホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当ホテルが被ったご負担を頂くこともございますので、特にご留意して頂き、健全な施設の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. ご到着後必ず非常口をご確認ください。
2. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
3. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用の熱を発する器具をご使用なさないでください。
4. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持ち込みは固くお断りいたします。
 - (イ) 動物、鳥類等のペット類
 - (ロ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - (ハ) 悪臭を発するもの
 - (ニ) 常識的な量をこえる物品
 - (ホ) 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
5. ご滞在中お部屋から出られる時は各室の鍵を必ずお持ちになり施錠をご確認ください。
6. ご訪問客と客室内でのご面会のご遠慮願います。
7. 客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
8. ご滞在中の現金、貴重品は、フロントにお預けください。万一紛失、盗難事故等が発生した場合、ホテルでは一切の責任を負いません。
9. クロークでのお預かりものは、所定の期間を経過しても連絡がない場合は、次の期間を限度とし、お引き取りの意志がないものとして処理させていただきます。クロークにてお預かり物 1ヶ月
10. お忘れものは発見した日から一定期間当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
11. レストランをご署名によってご利用なさる場合は、必ず客室の鍵をご提示ください。
12. 客室やレストランを事務所や営業がわりとして使用することはお断りさせていただきます。
13. ホテル内では他のお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為はなさないでください。
14. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさないでください。
15. 館内の諸設備および物品についてのお願い。
 - (イ) その目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - (ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - (ハ) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
16. 館内外の設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。
17. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払ください。
18. お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
19. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。

別表第2 違約金

申込解除の通知を受けた日 契約申込人数		不 泊	当 日	前 日	7 日 前	15 日 前
一 般	14 名まで	100%	100%	50%	20%	
団 体	15 名～39 名まで	100%	100%	50%	20%	
	40 名以上	100%	100%	50%	20%	20%

(注)

- (1) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- (2) 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。
- (3) 団体客（15名以上）の一部について、契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお受けした場合には、そのお受けした日）における宿泊人数の10%（端数がでた場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。

第16条 宿泊客の手荷物または携帯品の保管

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場所において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその支持を求めるものとします。ただし、所有者の支持がない場合又は、所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条項2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車責任

- 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 駐車責任

- 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の算定方法

		内 訳	税 金 の 精 算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 宿泊室料 ② サービス料 (①×10%) ③ 税金 a. 消費税 b. 特別地方消費税	a. 消費税 (①+②) の8% b. 特別地方消費税 (①+②) の8% ① + ②が 15,000 円以下の場合には免税
	追加料金	④ 飲食料金その他の利用料金 ⑤ サービス料 (④×10%) ⑥ 税金 c. 消費税 d. 特別地方消費税	c. 消費税 (④+⑤) の8% d. 特別地方消費税 (④+⑤) の8% 課税対象は宿泊を伴う飲食料金に限る
飲食等のみの お客が 支払うべき総額		⑦ 飲食料金その他の利用料金 ⑧ サービス料 (⑦×10%) ⑨ 税金 e. 消費税 f. 特別地方消費税	e. 消費税 (⑦+⑧) の8% f. 特別地方消費税 (⑦+⑧) の8% 課税対象は飲食料金 7,500 円以下の場合には免税

(注) 税法が改定された場合は、その規定によるものとする。